

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 郁慈会
(2) 法人所在地 奈良県北葛城郡上牧町上牧 4244
(3) 電話番号 (0745) 76-7888
(4) 代表者氏名 松木平 博視
(5) 設立年月 昭和27年5月27日
(6) 事業内容 特別養護老人ホーム 郁慈苑・郁徳苑
郁愛苑・郁楽苑
介護老人保健施設ユートピアゆり
ケアハウス フローレンス薬師山・愛の故郷
郁慈会居宅介護支援事業所

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 平成24年1月1日
奈良県 第 2973100403 号

- (2) 事業所の目的 当事業所は、要介護者の希望や心身の状態・周囲の環境などを勘案し、その人らしい自立した生活を営むことができるよう、介護支援を受けられる方の立場に立ったケアプラン(介護支援計画)の作成に努めます。なお事業所の実施に当たっては、各サービス事業所や市町村との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (3) 営業時間・サービス提供地域

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 営業日 | 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話連絡は24時間受け付けます |
| 休日 | 土・日・祝祭日 12月29日～1月3日 |

(4) 事業所の職員体制

| 職 種 | 職 務 内 容 | 常 勤 | 非常勤 |
|---------|--|-----|-----|
| 管 理 者 | 事業所の業務を統括し、職員を指揮監督します。居宅サービス計画の作成その他居宅サービスを行う。 | 1名 | |
| 介護支援専門員 | 居宅サービス計画の作成その他居宅サービスを行う。 | 2名 | |
| 事務員 | 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | | 1名 |

3. 料金

- (1) 要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。
- (2) 保険料の滞納により、介護給付金が直接事業者を支払われない場合、厚生労働省の定める介護報酬の告知の金額をいただき、当事業所から サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと全額払戻を受けられます。
- (3) 交通費はサービス提供地域内にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費をいただきます。

通常の事業の実施地域を超えた地点より往復

10 kmまで 300 円

20 kmまで 600 円

20 km以上は 10 km毎に 300 円加算する。

※通常の事業実施地域

(上牧町,河合町,王寺町,香芝市,広陵町,大和高田市,斑鳩町) とする。

4. 居宅介護支援の提供方法及びサービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
 - ① 自宅を訪問し、契約者又はその家族からお話を伺います。
 - ② 契約者の了解を得て、主治医に意見を尋ねることがあります。
 - ③ 介護支援専門員を中心に担当者会議を開いて検討します。
 - ④ サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを説明し、了解を得ます。
 - ⑤ 介護支援専門員は、訪問時には常に身分証を携帯し求められた場合は提示します。
- (2) 情報の提供と相談
- (3) 要介護認定の申請、変更の代行

- (4) 関連事業所等の連絡調整
- (5) 給付管理の作成、提出

5. 注意事項

- 要介護認定が決定されていない方のサービスについて
 - (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
 - (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

6. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等関係機関に連絡を行い、必要な対応をします。
- (2) 契約者に対する居宅サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事業所は、事故が発生した際には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

7. 苦情・相談等の受付

- (1) 当事業所における苦情の受付
 - 苦情受付窓口（担当者）
管理者 伊藤 尚弘
 - 受付時間 毎週月曜日～金曜日
9：00～17：00
 - 電話番号 0745-43-7012
- (2) 行政機関その他苦情窓口時間

| | |
|-------------|---|
| 上牧町生き生き対策課 | 所在地：奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3245-1 電話：(0745)79-2020 受付時間：8：30～17：15 |
| 国民健康保険団体連合会 | 所在地：奈良県橿原市大久保町302番1 電話：(0744)29-8311 受付時間：9：00～17：00 |

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|-------------|-----------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 伊藤 尚弘 |
|-------------|-----------|

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. 業務継続計画の対応

業務継続計画として感染症まん延防止ならびに自然災害における持続化計画に則り、それに基づき感染症まん延防止及び災害研修をそれぞれ年1回以上実施し職員に周知徹底します。

ただし、被災した場合、一時的に支援が困難になる場合もあります。

10. 身体拘束についての対応

事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

11. ハラスメントに対しての取り扱いについて

当事業所では、業務を逸脱した要望や要求または身体的暴力、精神的威圧する状況が発覚した場合は行政に報告しサービスを停止する場合があります。

12. 重要事項説明の年月日

| | |
|-----------------|-------|
| この重要事項説明書の説明年月日 | 年 月 日 |
|-----------------|-------|

居宅介護支援の提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

郁慈会居宅介護支援事業所

説明者職氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

(契約者) 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

(別紙) 郁慈会居宅介護支援事業所における品質向上の実施方法等について

1. .通常の業務の実施地域に関するの苦情等に関する行政機関その他窓口一覧

| | |
|-------------------|--|
| 王寺町役場福祉介護課 | 所在地：奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-1-23 電話番号：(0745) 73-2001 受付時間：8：30～17：15 |
| 広陵町役場介護福祉課 | 所在地：奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583-1 電話番号：(0745) 55-1001 受付時間：8：30～17：15 |
| 河合町役場介護保険課 | 所在地：奈良県北葛城郡河合町池部 1-1-1 電話番号：(0745) 57-0200 受付時間：8：30～17：15 |
| 香芝市役所福祉保険課 | 所在地：奈良県香芝市逢坂 1-374-1 電話番号：(0745) 79-7532 受付時間：8：30～17：15 |
| 大和高田市役所 介護保険課 | 所在地：奈良県大和高田市大中 100-1 電話番号：(0745) 22-1101 受付時間：8：30～17：15 |
| 斑鳩町役場住民生活部 福祉課 | 所在地：奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西 3-7-12 電話番号：(0745) 74-1001 受付時間：8：30～17：15 |

尚、特例住所地にてサービス利用の方については個々に下記に記載いたします。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

2. 年間研修の実施による品質向上の取り組み

居宅介護支援事業所では個人の資質向上のため年間研修として以下の項目を毎年実施します。

「認知症ケア」「プライバシー保護の取り扱い」「倫理・法令順守における理解」
「高齢者虐待防止」「業務持続化計画（感染・災害）」について研修会を実施しま
す。